

昭和四十七年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の場合は、翌日
の翌日)

目次

◇告

示

鳥取県東部町村交通災害共済組合の公平委員会の事務の受託

身体障害者福祉法による医師の指定

健康保険法による保険医の登録

〃

計量法による計量器定期検査の実施

飼料の分析検査の概要

土地改良事業計画の適否の決定

〃

土地改良事業の完了

◇公

告

昭和四十七年度鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定

に基づき、次の規約により鳥取県東部町村交通災害共済組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県東部町村交通災害共済組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、鳥取県東部町村交通災害共済組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十七年八月一日から施行する。

鳥取県告示第五百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内 科	石 飛 誠 一	倉吉市下田中 鳥取県立厚生病院
耳 鼻 いんこう科	織 田 鹿 之	米子市西町 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第五百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 貴 森	鳥医第一、七〇〇号	昭和四十七年七月十日

鳥取県告示第五百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 千 秋	鳥歯第三〇六号	昭和四十七年七月十二日
太 田 隆 子	三〇七号	〃
濱 本 義 一	鳥医第一、七〇一号	〃 十三日

鳥取県告示第五百二十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
九月 四日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市	倉吉市立河北中学校
〃 五日	午前十時から 正午まで	〃	倉吉市農業協同組合西郷支所

飼 料 の 名 称	登 録 番 号	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
倉吉市立上灘小学校						昭和47年6月9日 倉吉市旭田町11番地 中部米穀船協同組合
倉吉市立灘小学校						
倉吉市立灘手小学校						
高城公民館						
倉吉市農業協同組合北谷支所						
上小鴨公民館						
倉吉市農業協同組合小鴨支所						
社支所						
倉吉福祉会館						
登 録 飼 料						
製造事業場の所在地および名称						
飼 料 の 名 称						
大阪市港区石田2丁目3番19号 日本農産工業株式会社 大阪工場 三菱ほ乳期子豚育成用人工乳 完全配合飼料 マミレットB	71BA第11号	19.0 20.8	3.5 4.4	4.0 2.0	8.0 5.2	

鳥取県告示第五百二十八号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年六月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00791

<p>豊橋市牟呂町字扇田21番地 豊橋飼料株式会社 豊橋工場</p>		<p>昭和47年6月9日 東伯郡大栄町西園1070 山田鶏卵店</p>			
<p>マルチ完全配合飼料 中雛育成用中雛用5B</p>	<p>69TB第34号</p>	<p>17.0 17.2</p>	<p>3.0 3.7</p>	<p>6.0 3.2</p>	<p>10.0 7.9</p>
<p>マルチ完全配合飼料 大雛育成用大雛用5B</p>	<p>69TC第57号</p>	<p>14.0</p>	<p>3.0</p>	<p>6.0</p>	<p>10.0</p>
<p>マルチ完全配合飼料 成鶏用エンゼル</p>	<p>71TD第24号</p>	<p>14.0 15.5</p>	<p>3.2 3.0</p>	<p>2.9 6.0</p>	<p>8.4 12.5</p>
<p>マルチ完全配合飼料 子豚育成用 ニユーコロエスC</p>	<p>71BB第11号</p>	<p>16.0 16.1</p>	<p>4.5 6.1</p>	<p>6.0 3.3</p>	<p>8.0 5.8</p>
<p>神戸市東灘区住吉浜町19の3 日本農産工業株式会社 神戸工場</p>		<p>昭和47年6月9日 鳥取市湖山町1194 鳥取マルチ飼料株式会社</p>			
<p>マルチ完全配合飼料</p>	<p>第5431号</p>	<p>13.5</p>	<p>1.5</p>	<p>7.5</p>	<p>9.0</p>
<p>マルチ完全配合飼料</p>	<p>第5431号</p>	<p>14.6</p>	<p>3.1</p>	<p>4.2</p>	<p>6.3</p>
<p>神戸市東灘区住吉浜町19の3 日本農産工業株式会社 神戸工場</p>		<p>昭和47年6月9日 鳥取市湖山町1194 鳥取マルチ飼料株式会社</p>			
<p>ノーサン印仔牛人工乳後期用完全配合飼料</p>	<p>ネオカーフB 72UA第3号</p>	<p>19.0</p>	<p>2.0</p>	<p>8.0</p>	<p>9.0</p>
<p>マルチ完全配合飼料</p>	<p>第5428号</p>	<p>19.0 15.0</p>	<p>3.3 2.0</p>	<p>3.0 6.5</p>	<p>6.2 9.0</p>
<p>マルチ完全配合飼料</p>	<p>第5428号</p>	<p>15.7</p>	<p>2.8</p>	<p>3.2</p>	<p>6.9</p>
<p>玉野市築港59番地 中国飼料合資会社</p>		<p>昭和47年6月9日 倉吉市東仲町 倉吉市東仲町 有限会社 谷本商店</p>			
<p>カネニ印完全配合飼料 成種豚用</p>	<p>第4387号</p>	<p>16.0</p>	<p>1.5</p>	<p>8.0</p>	<p>10.0</p>
<p>大阪市港区石田2丁目3番19号</p>		<p>17.0</p>	<p>3.3</p>	<p>4.7</p>	<p>6.4</p>
<p>昭和47年6月9日</p>		<p>昭和47年6月9日</p>			

<p>日本農産工業株式会社 大阪工場 三菱完全配合飼料 種豚用ベース 三菱子豚育成用完全配合飼料 タフレット 三菱子豚育成用完全配合飼料 タフトン 三菱完全配合飼料 種豚用フラッツシー</p>	<p>69BD第8号 71BB第38号 71BB第32号 第5264号</p>	<p>12.5 13.9 17.0 17.6 17.0 18.2 15.0 15.9</p>	<p>1.5 3.3 2.5 2.8 2.5 3.1 1.5 2.8</p>	<p>10.0 5.4 5.0 3.0 5.0 2.9 8.0 5.5</p>	<p>9.0 6.6 8.0 5.7 8.0 5.4 9.0 5.8</p>	<p>倉吉市旭田町11番地 中部米穀卸協同組合</p>
<p>広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社 イリフネ完全配合飼料 肥育後期用プロイラー17 イリフネ完全配合飼料 幼雛用 イリフネ中さう用完全配合飼料</p>	<p>70TF第4号 第4481号 70TB第38号</p>	<p>17.0 17.3 20.0 20.2 17.0 17.5</p>	<p>3.5 3.7 3.0 3.9 3.0 3.9</p>	<p>4.0 3.6 6.0 3.2 4.0 3.0</p>	<p>7.0 5.8 9.0 7.0 8.0 6.8</p>	<p>昭和47年6月8日 鳥取市古海西開発 株式会社 ケンパン飼料倉庫</p>
<p>神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井印子豚育成用配合飼料 子豚用エクセルC 三井印ほ乳期子豚育成用配合飼料 ネオ・カーミール前期用</p>	<p>72BB第21号 69UA第4号</p>	<p>16.5 17.1 22.5 23.4</p>	<p>2.5 3.0 2.0 3.3</p>	<p>4.0 2.4 5.0 2.6</p>	<p>7.0 6.3 8.0 6.6</p>	<p>昭和47年6月8日 鳥取市商栄町222番地7 丸石産業株式会社</p>
<p>神戸市東灘区住吉浜町19番地の5 日和産業株式会社神戸工場</p>						<p>昭和47年6月8日 鳥取市行徳</p>

マルヒ印成鶏用完全配合飼料 ニューホープ	70TD第318号	16.0 16.8	2.0 3.1	6.0 2.2	12.5 10.9	東部米穀卸協同組合 第三倉庫
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社						昭和47年6月8日 鳥取市行徳はの205 因伯通運株式会社 鳥取支店
くみあい標準配合飼料 大雛用1号	70TC第7号	14.0 14.3	3.0 3.4	6.0 3.9	9.0 7.4	
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシユ17	72TD第95号	17.0 17.6	3.5 4.4	5.0 3.1	12.5 10.9	
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシユ16	72TD第94号	16.0 16.5	3.5 4.2	5.0 2.9	12.5 10.5	
くみあい標準配合飼料 若肉鶏ブロイラー後期ペレット	70TF第8号	19.0 19.6	4.0 4.9	5.0 2.6	8.0 6.4	
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場						昭和47年6月8日 鳥取市富安351番地の2 中村産業株式会社
(N)印大雛育成用完全配合飼料 新大雛	71TC第25号	14.0 14.0	2.0 2.6	6.0 3.6	10.0 7.5	
日清印成鶏用 完全配合飼料 ミリオソ	69TD第275号	16.0 16.2	2.0 2.7	6.0 3.1	11.0 9.5	
日清印成鶏用 完全配合飼料 ニューレゾホソツプ	69TD第277号	17.0 17.3	2.0 2.6	6.0 3.2	11.0 9.2	
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社						昭和47年6月8日 鳥取市古海西開発 株式会社ケソバソ 飼料倉庫
イリフネ完全配合飼料 フロスタター	第5915号	22.0 23.6	4.0 4.5	4.0 2.7	8.0 6.5	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以上」を示し、下段は分析結果を示す。
 外については「以上」を、フイツシユソリユヅル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以上」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非登録飼料

製造業者の所在地および名称	飼料の名称	表示区分	検査結果					収去年月日その他特記すべき事項
			粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	水分	
神戸市東灘区住吉済町19の3 日本農産工業株式会社 神戸工場	ノーサン印(特)肉牛肥育用	表	12.0	2.0	10.0	11.0	昭和47年6月9日 鳥取市湖山町11194 鳥取マルエイ飼料株式会社	
			13.0	3.0	6.9	9.1		
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社	ノーサン印完全配合飼料 仔豚用人工乳マスコB	表	18.0	2.5	4.0	8.0	昭和47年6月8日 鳥取市古海西開発 株式会社ケンパソン 飼料倉庫	
			18.8	5.3	2.3	4.8		
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社	イリフネ完全配合飼料 プロイラーキソグB	表	17.0	4.0	4.0	8.0	昭和47年6月8日 鳥取市古海西開発 株式会社ケンパソン 飼料倉庫	
			17.6	4.6	3.0	5.5		
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社	イリフネ配合飼料 F-17	表	17.0	2.5	6.0	12.0	昭和47年6月8日 鳥取市古海西開発 株式会社ケンパソン 飼料倉庫	
			17.3	3.3	2.7	9.5		
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社神戸工場	イリフネ配合飼料 F-18	表	18.0	2.5	6.0	12.0	昭和47年6月8日 鳥取市南栄町222番地7 丸石産業株式会社 粗灰分過剰	
			19.0	3.4	4.5	9.8		
三井印ほ乳期子豚育成用配合飼料 コロミールエクスセルA	三井印ほ乳期子豚育成用配合飼料 コロミールエクスセルB	表	21.0	4.5	1.5	7.5	昭和47年6月8日 鳥取市南栄町222番地7 丸石産業株式会社 粗灰分過剰	
			23.8	4.7	0.5	7.9		
			18.0	4.5	3.0	7.5		
			20.1	4.7	2.2	7.5		

00795

クレマツ株式会社 二種 クレマツ印混合飼料		9.5	4.0	1.9	1.7	昭和47年6月8日 鳥取市行徳 東部米穀卸協同組合 第3倉庫
玉野市築港59番地 加藤製油株式会社 岡山工場 脱脂大豆 飼料用		47.7	0.9	4.6	6.9	昭和47年6月8日 鳥取市行徳 東部米穀卸協同組合 第3倉庫
鳥取市富安 中嶋精麦株式会社 仕上糠		14.6	2.8	0.7	2.5	昭和47年6月8日
粉碎麦		16.5	5.5	4.1	4.4	
優良麦糠		11.3	2.5	5.1	3.1	
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 ⑤ 50.0%魚粉	票	50.0	13.2	0.4	30.0	昭和47年6月8日
45.0%魚粉	票	54.6	45.0	30.0	24.2	
48.6			16.2	0.7		
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸工場 日清印乳牛用完全配合飼料 まきば	表	15.0	1.5	10.0	10.0	昭和47年6月8日 鳥取市富安351番地の2 中村産業株式会社
15.3			2.6	5.0	8.1	
神戸市兵庫区東出町2の133 神戸くみあい飼料株式会社 くみあいニューキノゾグベーフ前期	表	13.0	2.0	9.0	9.0	昭和47年6月8日 鳥取市行徳はの205 因伯通運株式会社 鳥取支店
13.4			3.0	5.0	5.7	

神戸市東灘区住吉浜町18番地

近畿くみあい飼料株式会社

くみあいニューグレットC

表

15.0

2.5

6.0

7.0

昭和47年6月8日
鳥取市行徳はの205
因伯通運株式会社鳥取支店

くみあい配合飼料 豚肥育用スタート

表

15.5

3.3

1.9

4.7

くみあい配合飼料 種豚用ハイグレート

表

17.0

2.5

5.0

7.0

くみあいグレートB

表

17.5

3.1

2.7

5.4

くみあい配合飼料乳 牛用71号

表

14.5

1.5

7.0

9.0

〔備考〕 表示区分の欄中「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中上段は表示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄はフイツジュリユル吸着飼料以外については「以上」を、フイツジュリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第五百二十九号

昭和四十七年六月二十六日付で日野町長から申請のあった土地改良(下椋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

昭和四十七年六月二十六日付で日野町長から申請のあつた土地改良(久住地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第三項の規定により告示す

る。

昭和四十七年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 完了年月日

県営以西地区農地開発事業 昭和四十七年三月二十五日

公 告

昭和47年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和47年8月1日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡查)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約50名

(2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和20年4月2日から昭和30年4月1日までには生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性検査 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について行ないます。

エ 身体検査 警察官の職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて行ないます。なお、検査には次のような基準があります。

検査項目	基準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸囲	78cm以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁色力	完全であること。
聴力	完全であること。
その他	身体に奇型その他の異状がないこと。

(2) 試験日時及び試験場

試験日時	試験地	試験場
昭和47年10月15日(日)	鳥取市	鳥取市東町2丁目112
受付 8時10分から		鳥取県立 鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市	米子市錦町1丁目108 鳥取県立 米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和47年11月上旬に鳥取県庁1階掲示版に掲示するほか、合格者に

00799

通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行ないます。

ウ 体力検査 警察官の職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行ないます。

(2) 日時及び場所

昭和47年11月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和47年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。なお、採用は昭和48年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間(大学卒は6月間)初任教育を受け、終了後

は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおりの給料月額が支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の金額に一定額が加算されます。

なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学 歴	入校時の給料月額
大 学 卒	45,100円
短 大 卒	40,800円
高 校 卒	37,400円

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当(配偶者2,200円、子のうち2人まで600円(配偶者を欠く場合、そのうち1人が1400円)、その他400円)、期末・勤勉手当(1年間に給料月額等の約4・8月分)、通勤手当(最高4,200円)、住居手当(最高3,000円)、特殊勤務手当、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込」と朱書してください。

なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和47年8月10日(木)から昭和47年10月7日(土)まで受け付けます。郵便による場合は、10月7日(土)までの消印のあるものに限って受け付けます。ただし、特別の事情のあるものについては、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信封筒を必ず同封してください。